

平成 30 年 5 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯館村教育委員会

## 平成30年5月 定例飯館村教育委員会会議録

- 1 招集日時 平成30年5月24日(木)午後3時00分
- 2 招集場所 飯館村役場 教育長室
- 3 出席委員  
教育長 中井田 榮  
教育委員(教育長職務代理者) 佐藤 眞弘  
教育委員 菅野 クニ  
教育委員 高倉 文子  
教育委員 星 弘幸
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した者 教育課長 村山 宏行  
生涯学習課長 藤井 一彦  
指導主事 武藤 賢一郎
- 6 開 会 午後3時00分

### 7 教育長挨拶

教育長 ただいまから5月の定例の教育委員会を始めさせていただきます。

日頃から村の教育行政にお力添えをいただきましてありがとうございます。

まず第1点目ですが、先日の運動会についてです。第1回目のこども園と小学校、中学校合同の運動会ということでご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。おかげさまで盛大に運動会が執り行われたところです。

結果を申しますと、朝から雨模様で寒い一日でしたが、学校と保護者、地域一体となって、グラウンドの水たまりをスポンジで吸い取ったり、本当に生徒も保護者も先生方も一緒になって整備をし、子供たちも頑張りましたけれども、先生方も保護者も一緒になって頑張っていたと思いますし、内容についても心温まる運動会になったと評価をしているところです。

ただ、第1回目の運動会ということで、反省点多かったと思います。先日校長会で、反省をきちんと行って、11月また合同の学習発表会がありますので生かしてほしいし、さらに来年のためにも整理をしてまとめるようお願いと指示を出したところです。

また、当日は県のほうから思いもかけない参加がありました。午前中は佐藤秀美義務教育課長が、午後からは相双教育事務所の佐藤由弘所長にご参加をいただきました。秀美課長にはお昼に盆踊りもやっていただきましたし、あと佐藤所長にはダンスまで参加をしていただきまして、本当に気にかけていただき、本当にありがたいと思えました。

次に、2点目ですけれども、6月18日から15日の期間で6月定例議会が開催されます。あとで議案等出させてもらいますけれども、議会に当たっては、校長会でもお話ししましたが武藤指導主事に6月議会で質問があったらすぐ出せるように村の教育ビジョンの詳細をまとめるように指示を出したところです。まとめましたら教育委員会にも提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、教育課程についても編成権は学校にあるわけでありますけれども、これも一緒に去年1年間かけてまとめておりますので整理ができましたらば、冊子にして教育委員会にも出したいと思ひます。

次に、3点目ですけれども、日課表、時間割についてです。これも学校でつくるものですが、実はこれには給食とかスクールバスの時間がかかわっております。6月から学校給食がスタートすることでお話していますし、以前からスクールバスの時間の見直しも合わせて考えますと話しているわけですが、実は学校給食は6月11日月曜日からになります。ご都合がつけば教育委員の皆様にも給食を一緒に食べていただければと思ひます。村長、副村長にも、また議会のほうにも一緒に出て食べていただくようにご相談をしたいと考えております。

次に、4点目です。実は毎年いせひでこ先生の特別授業をしていただいているんですけども、6月中に特別授業として渡り廊下の壁に絵を描くお話を学校から聞きました。ただし、まだ仮仕様の段階で、今一部できていない工事があり、全体を仮仕様の段階で工事を進めているということもありますし、さらには給食センターでも一部工事の手直しが出たというようなこともあって、11月の特別授業で行うことで調整していただひて、6月のはちょっと待っていただくよう了解をもらっているところです。

次に、5点目です。議案にもあります学校運営協議会ですけれども、実は5月28日に資料のとおり第1回目の学校運営協議会を開催したいということで、議案に上げさせていただきました。昨年場で代表を務めていただひいた岡田先生が、多忙に付き今年度はご遠慮させていただきたいという旨のお話があつて、その後相双教育事務所長にも相談して、この名簿にありますように、福大の阿内春生先生にお願いをして、引き受けていただひいたところです。その辺の報告と、日程の協議等々も含めて協議をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

最後ですけれども、諸報告についてもいっぱいありますので、ご報告をさせていただひて情報の共有とご理解をいただひければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で私の挨拶を終わらせていただきます。

## 8 会期の決定及び書記の指名について

教育長 日程第2、『会期の決定及び書記の指名』についてです。

会期につきましては本日1日間とさせていただひて、書記については村山課長にお願いできればと思ひます。よろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでありますので、そのようにさせていただきます。

9 平成30年3月定例教育委員会会議録の承認について

教育長 次に、日程第3『平成30年4月定例教育委員会会議録の承認について』を議題といたします。説明をお願いします。

教育課長 事前にお配りをしておりました。その後の訂正はございませんので、ご意見あればということをお願いいたします。

よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、ないようでありますので、会議録につきましてはご承認をいただいたということで、前に進めさせていただきます。

10 議案第22号 飯館村学校運営協議会委員の委嘱について

教育長 日程第4、議案第22号『飯館村学校運営協議会委員の委嘱について』を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 この部分について、何かご質問等あればお願いしたいと思います。

先ほど挨拶の中でも日程、5月28日、阿内先生のご都合もあって日程を調整してきたところですが、6時半から開催いたします。

教育課長 役場の第1会議室です。

教育長 案内は役場ですが、第1回目ですので、阿内先生にも学校を見てもらうというのがありますから、学校のほうがいいんじゃないかと思っています。第1回目は学校にしたいと思います。

指導主事 学校を見学してから移動するという手もありますが調整します。学校を見てもらいたいというのはすごく大事だと思うのですが、教頭先生に夜遅くまで迷惑をかけたくなかったのも、それで早い時間に、学校を見ていただくようかと考えたところです。

教育長 この日だけはもし大丈夫だということであれば、学校でやらせてもらえればと思いました。

菅野委員 そのところですね。そのところというのも変ですけども。学校に行くという事が重要なんですね。

教育課長 調整します。

教育長 よろしくをお願いします。阿内先生については後ろにプロフィールがあります。

教育課長 武藤先生に用意してもらったので見てください。お若い方で、1983年生まれです。35歳で、専門は教育行政学ということで、一番専門なのは教育委員会と議会との関係だということにおっしゃっておいりました。

後ろを見てもらうとわかるのですが、川俣町の幼稚園、小中学校のあり方検討委員会というのを昨年からやっておりまして、あと只見町の教育振興計画の検討委員ほか地域の教育に携わるような役職をされていて、うちで7つ目というふうにおっしゃってました。

お若いんですけども、いろいろ経験もおありですので、適任と思っております。あと、詳しくはお読みください。

以上です。

教育長 議案第22号の学校運営協議会の委員の委嘱について、内容につきましてはよろ

しいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 では、異議なしということで先に進めます。

11 議案第23号 6月定例村議会補正予算要求事項について

教育長 次に日程第5、議案第23号『6月定例村議会補正予算要求事項について』を議題といたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 以上、補正予算について説明しましたけれども、1点、実はきょう来る前に議案に上げるヒアリングさせていただきまして、私はプール開放について話をしました。もし協議の中で開放していくべきだというふうになれば、プールの監視も追加補正で上げさせていただきたいということも含め協議いただければと思います。

以上、説明を終わりましたので、内容等についてご質問等をお願いします。

まずは保育所のほうから、何かございましたら。

菅野委員 2点ほど質問をさせてもらっていいですか。一つは、2ページの保育教諭の臨時と、それから嘱託保育教諭、この分で、人は大体当てはあるんですか。

教育長 今のところはあります。

菅野委員 今から募集してもどうなのかなんていうふうにちょっと思ったものですから。

あともう一点、12ページです。

飯樋小学校の改修工事設計業務ってあるんですけども、確かに雨漏りがして改修が必要だというところはわかりました。ただ、ここをどのように今後使う予定で、どういうふうに使いたいのか。それによって改修のプランが変わると思うんですけども、そういう場合はどうするんでしょうか。

これから子供たちが帰ってきてあの3つの学校に戻るということはまずないんだろうというふうに思ったときに、あのももとの3小学校はどのように使っていくのか話し合う場というのはあるのだろうかと思っていました。特に飯樋小については雨漏りもしてそのまま置いておくわけにもいかないでしょうから。でも、その先何に使うかによって、とりあえず応急処置をするだけでいいのかという部分もあるような気がするので、その辺はお聞きしたいと思います。

教育長 これについては公共施設利活用の会議にかけていただくように教育委員会としてはお願いしているところです。今ご質問があったように、どういうふうを利用するかによって改修の度合いも違うのかと思いますから、平成32年度で復興期間10年が終わることもあって、それ以降事業ができるように、それぞれ各課から今後考えられる事業を出すようにしております。

今のところ、考え方としては、草野で3億円、飯樋で2億円、白石で3億円ということで、3億円と2億円の違いというのは、体育館があるところは校舎と体育館を合わせて3億円の予算を上げているところです。

ただ、気をつけなければいけないのは、現在の学校改修事業は文科省の様々な補助メニューを使って事業を行っているので、既存の学校の位置づけが変わると補助事業上の矛盾が生じないかという心配があるわけです。そういった部分に注

意しながら慎重さを持って手続をしていったほうがいいのではないかという話をしています。

今のところ、再生加速化交付金の中で使える事業というのは、本当に修繕にしかならないので、それではきっと間に合わないと思うので、これまでの補助金に影響がないよう慎重に進めなければならないと話しているところです。

教育課長 補助事業上で言いますと、国の再生加速化交付金を使いますので、いわゆる文科省の補助メニューにあるものしか出せません。したがって、学校としてではなく別の使い道をとる場合は文科省のメニューではなくなります。もし村として別の使い道を考えて、まず学校としての復旧を行った上で、使い方にあわせて別の事業を見つけながら進めて行くこととなります。

教育長 さらに、それをやる時には教育財産でなくなるので、教育財産から普通財産に変更して、文科省以外の補助金を見つけてこないとだめなんです。それをやるには、今の補助事業の関係があるので気をつけてやりましょうという話を内部でしているわけです。

そのほかございますか。

星委員 3つほどいいですか。

一つ目が制服の件ですが、これも小学校制服採寸管理業務ということでの予算なんですけれども、具体的に管理業務というのはどういうことをするんですか。採寸はわかるんですが、管理というのは何を管理するのか、個人ごとのデータを管理して、大きくなったらまた計りに行くとかそういうことではなくて、制服の在庫管理ということなんですか。

教育課長 実は制服ですが、これは大阪の会社で瀧本株式会社といいますけれども、いわゆるコシノヒロコの販売権利を持っているのがその瀧本という会社だけです。そこで初年度に全部の制服をつくっていただきました。小学生の女子が100、小学生の男子が100、中学生の男子100、中学生の女子100ということで400着分をつくっていただいて、今ストックしている状態です。それを衣料組合のほうで預からなければならないということになっておりまして、その保管の管理業務ということでもあります。

従来ですと制服メーカーのほうから衣料品組合が仕入れて、そこに採寸や交換の手数料を含めながら、いわゆる卸値に小売りの分の手数料をかけてお客さんに供給していたんですが、今回の場合はそれができないので、村のほうから入った分に、衣料品組合のほうでその保管料、それから交換の手数料とか、それは採寸の部分だったり、そういったことを付加して村から衣料品組合のほうに支払っているという状況になっています。その部分の手数料を3割ということで見込んでいるということでございます。

星委員 この制服自体は村で購入して持っていく流れなんですよ。

教育課長 制服自体は村です。

星委員 その村で購入した財産を預け、管理してもらっているということは、棚卸的なものももちろん入ってくるということですね。

教育課長 はい、そうです。

星委員 すると、教育委員会でその制服の在庫を管理していく形になるんですか。

教育課長 報告はいただいています。どうしてもサイズの部分が、100着といっても、いわゆる小学校1年生から小学校6年生までの分で100着ということなので、当然一番出るボリュームのところ、なかなか出ないボリュームのところがありますからそういうところはありますけれども、それも含めながら管理していただいているというところでもあります。

星委員 保護者としては制服が欲しいといったタイミングで、在庫が切れていたとらないようにお願いします。

次に、AEDの項目があったんですけれども、体育館に2台ということなんですけれども、小学校用と中学校用で1台ずつですか。

教育課長 期限切れで入替しなければならぬのが1台です。それから、新しく小学生用体育館をつくったのでそこに1台ということで、それで2台というふうになっています。

教育長 全体で何台あるのかな。

教育課長 それぞれの体育館に1台、それから職員室、それから2階のホールの計4台ということなんです。そういう配置で、何かあったときにすぐ喫緊にとって来られるように考えています。

星委員 あともう一点なんですけれども、スポーツ公園のほうの音響設備の件なんですけれども、これってスポーツ公園自体は以前からあると思うんですけれども、新たに何か追加する、それか更新するイメージなんですか、音響設備を。

生涯学習課長 追加です。既存のマイクとかが全部有線なので、いろいろなイベントをやるときに、大変なので、無線を使えるようにしたいと思います。その無線を飛ばすのに、どうしてもやはりある程度出力を強くしてあげないとれないので、そういう関係の工事を行います。

星委員 イメージとしてはスポーツ公園全体、球場とかも含めてですか。

生涯学習課長 球場と、陸上競技場、テニスコートのほうにも入ります。

星委員 ありがとうございます。

教育課長 風が吹くと難しいんです。

生涯学習課長 ワイヤレスマイクなんですけど、電波法の関係で出力の高い機械で飛ばすのではなく、中継器を配置していく事になるようです。

教育長 プールについて協議なんですけれども、一般開放するかしないかについてなんですけど、どうしたらいいでしょうか。議会からは一般開放についても言われてはいるんですが。

教育課長 社会体育のほうですね。

教育長 ここで決めていただければと思うんです。今回の補正予算でプール解放に向けての監視員をお願いしたほうが予算をとりやすいのかと思ったものですから。

星委員 解放って、具体的にはどのタイミングなんです。時間帯とか、曜日とか、期間とか。

教育課長 震災前は夜間にもやっていましたよね。

教育長 夏休みには学童の子もプールに入れてやらないとならないと思っています。体育館だけで遊べというわけにはいかないの、プールも開放したいし、大人も来てもらいたい形にしないと、せっかくつくった意味がないのかと思うんです。

教育課長 事故の心配はありますから難しいですよ。

教育長 事故もですけども、先生方にも時々見て指導してもらおう。けれども、ちゃんとした監視員がいないと、問題があった際に見ていなかったでは済まないし、監視員2人ぐらいの追加をとらなくてはならないのではとも思うんですね。

星委員 対象を誰にするかですね。

教育長 学童をやるわけだから、子供は当然対象になります。

指導主事 まずは子供たち、学童だけではなくて、例えば福島市内に住んでいる子供たちも、例えば夏休みのうちに5回ぐらいプール解放する日を決めてこっちに来てもらうのか、いや福島市内に市民プールがあるからそれはあっちに任せるのかとか、あと学童は結構来ているので、その人たちは子供たちのためには開放するのかとか。

教育長 私が考えたのは、主に学童とあと村民のということかと思うんです。

菅野委員 開放することは期待していますよね。だから、出来るか出来ないかは次の問題で、とりあえず期待はしていると思うんです。村民の方で結構入りたいという人はいますから。

指導主事 その要望には応えたいけれども、そもそも。ただ監視員やもろもろ考えると、出来るか出来ないかは次に考えなければならぬかと思えます。

生涯学習課長 避難中には学童の子たちがすごく多く使ってはいたんですけども、基本的には村民向けのプール解放事業だったんです。ニッポーの休業日を利用して、その月曜日に村民の方々のための開放ということで、開けていただいて、そこにたまたま学童の子が多くいたってということで、基本的には村民向けの一般開放なんです。

指導主事 学童と村民向けだと先生方をお願いするのは難しいので、やはり村側できちんと専門の人を雇って実施になると思います。命に関わる部分があるので、誰でもいいというわけにはいかないし気軽に開放しましょうというわけにはいかないですね。

佐藤委員 昔、白石では夏休み中PTAが交代で監視やっていたから。2人で毎日。

菅野委員 草野もそうだったんですよ。

佐藤委員 草野もそう。草野はそれで大変で、たしかお金をとってアルバイトを雇ってやっていたんです。

星委員 先生はかかわらなかったんですか、そのときは。

佐藤委員 先生は職員室にいました。何か非常事態があると来られるように。もう先生がやると大変だから、先生は職員室にいるんです。

それで、またそのプールが暑くて、水は冷たいし、すごい温度差で大変だった。

教育長 ただ、教育委員会としてプール解放は行いたいと思うんです。

佐藤委員 やはり大人でも開放の要望は多いと思う。夜7時から8時とか、6時とか。言ってくると思いますね。

菅野委員 期待はしているし、要望はあると思うよね。

佐藤委員 いわゆる開放というのは、昼間じゃなくて夜ですか。

教育長 学童とかは昼でしょうね。

佐藤委員 それだと結構な時間ですよ、お昼からやったとして。

教育課長 ニットーポーでは2時間程度でしたよね。

教育長 前は大らかだったんだけどね。毎日ということでもなくてもいいのかな。曜日を決めて、そして日曜何時から何時まで、夜は何時から何時までというように。

佐藤委員 学校ではプール解放はしないのかな、今は。学校の授業でプールの日というのはあるのかな。

指導主事 普通の学校ですか。それはもう学校ごとにばらばらです。でも、前は積極的に、みんな開放していましたけれども、今はやはり市民プールとかいろいろな施設がありますし、事故のリスクを考えると学校でやはり責任を負うのは大変ですから、少なくなっています。

佐藤委員 だんだん慎重になっちゃうよね。

教育長 けれどもわざわざ新しいプールをつくったのに飯館村で開放しなかったというわけにはいかないでしょう。

菅野委員 ほかに施設があるわけではないですからね。市民プールもないし。

指導主事 それが物すごく厄介なんです。学校の管理下にあるか、管理下にないかどうかって、そこのところ何かあった際に必ず問題になる。だから、きちんと一線を引いておかないと。

菅野委員 だから、これは学校の管理下ではなくて、社会教育の一環だと思うんです。市民プールがない、その対応としてやっているわけだから。

教育長 社会教育として、さっきも言ったように学校のプールなので教育課がと思ったら、これは社会教育だから生涯学習課が監視員の補正は取らなければならないんだというふうに確認しましたので、週何日で、そして何時から何時まで、夜は何時から何時までみたいな感じですかね。

教育課長 そんなに長くやることはないと思います。せいぜい1時間とか2時間とかですかね。

教育長 それでいいんでしょう。

教育課長 人数は2人は要るようです。何かあったときに対応できませんから。

教育長 その方向で予算を取ってもらえますか。

佐藤委員 僕らの時代だとやはり学校管理者が、先生1人が来ていた。

菅野委員 かつてはそれができたんですね。

教育長 今はそれはできないと思います。学校では命令できませんから。

佐藤委員 リスク管理を重視しますからね。

星委員 でも、監視員はただ監視しているだけではなくて、やはり命を預かるので、その覚悟がある人じゃないと多分募集しても来ないでしょうし。週3回とかだと逆に賃金の面で、大したお金じゃなくなるので見つからない可能性もありますよね。

指導主事 例えば湯ラックス熱海のプールがあるじゃないですか。あそこはもう市が手を引いて、ゼビオが全部管理しているんです。ゼビオスポーツの職員が来て監視をしているんです。そういう事も考えてはどうですかね。

菅野委員 逆に委託できるのであればそれも候補ですよ。

教育長 そういうところってあるのかな、委託するところ。

佐藤委員 委託しても結局は毎回雇うということですよ。だから、ただ自分のところでプールを持っているので、ある程度泳げる人だったらそういうところで指導して、

そういうので高校生だとか大学生だとかというのを監視員にしているのがパターンのようです。

指導主事 最終的に責任の所在をどこにするかということもあります。社会教育にせよ学校教育にせよ教育委員会になりますから。どこかに業務委託するであれば全部そこまでできるんでしょうけれども。やはり金額と時間との関係だと思っんです。

教育長 じゃあ、これは予算計上するということによろしいですか。

菅野委員 ただ、その次どうするかは予算の付き具合ですかね。

星委員 どういう人がどんな形でっていうのはあるでしょう。

教育長 週3日で、日中2時間、あと夜2時間ぐらいですか。

佐藤委員 仕事の、事務の忙しさからすると、6月ぐらいからやるんですか。7月からやるんですか。

教育課長 プールは7月からでしょうね。6月中はないでしょう。

教育長 7月からいつまで。8月の、7、8月の2カ月。

指導主事 要は、学校がプールをやるときには使えませんから。

教育長 夏休み中ということだね。

生涯学習課長 課の中でも話されているはずですが。実際に、やる気はあるんだけれどもやれるのかという体制の問題もあるし、今までのこの開放をしていったというつてはあるので、結局ある程度きちんとした人と呼んでこられればそれはできるんでしょうし。

教育長 そんな感じでしょう。

じゃあ、6月補正についてよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 それでは、ご承認いただいたということで次に進めます。

## 12 議案第24号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例について

教育長 日程第6、議案第24号『飯舘村使用料条例の一部を改正する条例について』を議題といたします。

一つは、後の議案第25号があります。じゃあ、まずは第24号について、使用料条例について。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育長 他の事例の内容等を聞いたら、もっと細かく決めている自治体もあるようです。例えば陸上競技の用具にしても一つ何十円とかって、本当に細かいんだそうです。でも、飯舘の場合には人もいないし、また多くの人に利用してもらいたいというようなことで、一式でやってはどうかというような提案です。

内容等について、どうでしょうか。ご質問等あれば、どうぞ。

高倉委員 村民は無料となっていますけれども、例えば団体で来て、その中に飯舘の住所がある方という場合は、その方だけが無料になるんですか。それとも全員が無料の対象になってしまうのか。

生涯学習課長 それも割合というふうに思っていて、飯舘の村民の人が中心になっている人たちだったらまあ仕様がなさだろうと考えています。結構そういう人たちが使いに来ると思うんです。飯舘の人が引っ越して行って、そこの地域の人の中に入

っていて、その人たちが使いに来ましたって、私村民ですって、1人しかいない人が村民ですって書いて全部ただになるのか、それはやはりおかしいだろうと思いますから。それは、地元のところのクラブの人が福島市のクラブであれば、それは村外のクラブとして見てお金は払ってもらおうと、そういうふうに考えております。

菅野委員 それは身分証明が必要なんですよ。

生涯学習課長 身分証ですか。大体村の人はわかりますがだんだんわからなくなっているのも必要ですかね。

その確認がちゃんとできない団体については、団体登録いただいてスポーツクラブのほうにも入ってもらうように今誘導はしています。団体登録をいていたければ村の人たちだということですからちゃんとわかりますので、その人たちは無料となります。今はまだ会費を取っていないんですけれども、近い将来年会費なんかも取って、年会費も取るかわりに使用料は無料だという形にだんだんなっていくといいということで、準備は進めているところであります。

高倉委員 もし身分証明が必要であれば、住民票を移動しちゃったらどうなのかと。

生涯学習課長 住民登録よりも生活拠点がどちらかという事だと思います。生活拠点が福島市であれば、それはやはり福島市民になってしまいますので、それはもうそこで割り切るしかないのかと思いますけれども。

高倉委員 村に住所がある方のみが対象ですか。

生涯学習課長 村に住所があつてですか、そうですね。難しいですね。

菅野委員 この場合には、ふるさと住民ということはないんですか。

生涯学習課長 それもありですね。

菅野委員 そうすると、村民と同じ使用料で使えるというような。

生涯学習課長 ただし、それをやって、来た人全員がただになってしまうと、使用料収入がガクッと減る可能性があるんです。ふるさと住民票を水戸黄門の印籠みたいに出されてただっていうと、それはひどいなという意見もあります。村長とも話をしたんですけれども、それはやめた方がいいんじゃないでしょうかというところで、今のところは運用をしております。

星委員 規程を決めないと後で文句を言われたりしますからね、こういうことは。

生涯学習課長 これは、実はこの条例の下に、規則でもう少し細かいものを決めないといけないんです。ただ、少しやってみてじゃないとわからない部分もあるので、実はそのところはまだ決めていません。少しやってみて、8月、9月ぐらいまでやってみると大体このぐらいでいけるんじゃないかという形ができてくるだろうと思うので、その上で規則をつくらせていただいくという手順でやっていこうと思います。

やはり前の施設から比べるとかなりグレードアップしているものですから。例えば福島ユナイテッドのジュニアチームの監督が今度下見に来るんだとか挨拶に来ますとかそんな話もあるので、そうなってくるとやはりいろいろなところの人たちが使うようになってくると思いますので。

菅野委員 明らかに村外の人っていうのは、それはすごくわかりやすいんですけれども、今まで飯舘にいる人も、帰ってきた人も帰ってこない人もみんな飯舘の人という

くくりで復興計画とか標記しているじゃないですか。今度住民票を持っていったから飯館の人じゃないって、この中での扱いがそうになると、何かどうも不満というか、何となく出そうな、それはそれでやむを得ない割り切りなんですけども、どうでしょう。

教育長 村から出て行って他の市民になったという人はやはり使用料を取るべきだと思うんです。だって、1人入ったから2人入ったから村民だって言ってしまったんではみんなそうになってしまう。

菅野委員 でも、感覚的には帰ってきた人も帰ってこない人もみんな一緒に、飯館で学校に通うという子も通っていない子もみんないたって子で……

教育長 その話になったら、もう取らないほうがいいんじゃないのって話だと思う。

菅野委員 だから、そこら辺の線引きというのは非常に微妙なところで。

星委員 全員有料じゃだめなんですか。

菅野委員 全員有料という方法もありますね。

星委員 村の人には無料券を配るとか。基本的には徴収するということでは。

菅野委員 基本的にとって無料券を配る、実質無料。それもありですね。

佐藤委員 でも、この使用料はすごく安いですよ。ただみたいなものだ。野球場とか例えば書いているけれども、1日使って1万円以下なんて普通ないです。必ず1万円は取られる。これ、1,000円でしょう。

生涯学習課長 1時間1,000円なので、大体3時間使用して夜間照明もつけると5,000円ぐらいはいきますけれども。

佐藤委員 普通はこんな値段では借りられないです。

菅野委員 確かに、その点は安いんです。安いんですけども、何かここにはきっと不満の種がふつふつと出そうな気が私はするんです。

佐藤委員 だから、使った人は多分福島の人でもここに来て、ああ1,000円を払っても高いと思う人はいないと思う。これ、新チームも使っているし、いわきも使っているけれども、こんな1万円以下で使えるところはない。

菅野委員 安いから使ってという、これは売りだよ。だから、問題はその村民相手だよ。

佐藤委員 しかも、整備されたばかりの新しい球場でしょう。それをこの値段で使えるっていうのはすごいんじゃないですか。圧倒されてしまう。

菅野委員 高いという人はいない。でも、値段の問題ではないような気がするんです。

星委員 お金を払うこと自体に対する抵抗みたいなものですかね……

菅野委員 そして、さっきも言ったように、帰ってきた人も帰ってこない人も飯館村民だと言っていたじゃないかというね。

教育長 たしかにそうだと思います。でも、だからこそだんだんとお金を出さずだということにしていかないと。

生涯学習課長 でも、例えば福島市内で飯館の人が集まって、サッカーをやろうとかっている人たちもいるんです。そういう人たちは当然向こうにいて、そこに1人、2人、もしかしたらその福島の人が入っているかもしれませんが、そういう人はもう飯館の人という扱いには当然していますので。ただ、どうしても福島の

チームに飯館の人が入っちゃった場合は、それはやはり福島のチームなんです。そこをただにしてしまうとどこも全部ただになってしまいますから。それはちょっと考え方としては無理がある。

星委員 何か団体登録みたいなものはないんですか。

生涯学習課長 ですから、スポーツクラブのほうで登録してもらって、審査して。名簿をつけてもらって登録してもらえればわかるということで。そういうこともだんだん進めていこうと考えています。今までは1回幾らでした。ですから朝6時から夜6時まで使っても1時間しか使わなくても同じ値段でした。いろいろと聞いていくと、大体1回使うのは3時間ぐらいなので、従来の使用料を3時間分として、1時間分を算出したのがこの値段です。

ですから、基本的には、前使っていた人は、お金を払うときにそんなに変わらないと思う値段になっています。

星委員 金額設定を見ると、多分消費税5%時代、8%時代かなという感じなんですけれども、この10円単位を切り捨てるっていうのは設定として難しいんですか。

生涯学習課長 まもなく消費税が10%になりますから、そのときに、使用料条例だとか、住民票なんかも含めて全体的な見直しはそのときにやろうということになっています。ですから、今回は新しい施設のところだけさわっている形です。

星委員 小銭の準備が大変だと思ったものですか。ありがとうございます。

教育長 条例についてはよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 では、ご承認いただいたというようなことで。

#### 13 議案第25号 飯館スポーツ公園整備工事（土木）の工事請負契約の変更について

教育長 次、日程第7、議案第25号『飯館スポーツ公園整備工事（土木）の工事請負契約の変更について』を議題といたします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 説明が終わりました。ご質問等があればお願いしたいと思います。よろしいですか。

全 員 はい。

教育長 では、ないということでありますので、ご承認いただいたということで。

#### 14 諸報告について

教育長 次、日程第8、『諸報告について』をお願いしたいと思います。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 では、ここまででまずはご質問等あれば。

今説明したなかに、D-シャトルのまとめがありますよね。こういうふうに学校周辺の計測結果もまとめてもらったものを議会に出したいと思います。

菅野委員 それぞれの行動との相関が分かりますね。

教育長 そういうような感じで個人ごとのデータをまとめたものがこの表になっています。一般質問で前回触れられたので、きっと今回は質問があると思っています。

菅野委員 教育長、ガラスバッジについて何か質問はあったんですか。それについて一

応言っておきます。

教育長 実は、高橋議員から6月議会で一般質問するからといわれているんです。福島市は市長名で、ガラスバッジを配るようにしたけれども、飯舘はどうするんだという話だったんです。飯舘はずっとガラスバッジを配らないというようなことで答弁していますが、このD-シャトルについては配っているので、そういうふうな対応をしていますという話をさせていただきました。

なお6月議会には質問するからっていう話なので、庁議には一応報告しました。  
教育課長 福島市では震災以降ずっとガラスバッジを、希望者には配っていたんだそうです。それをずっと継続していたんですが、今回中核市に移行したために、保健所を市で持つようになりました。その業務として改めて公募したものですから、今まで誰もが忘れていたのを思い返したということです。

菅野委員 ガラスバッジは自分で結果が見られないし、毎日のリアルタイムも見られない。もう一つ、時間ごとにわからない。もう何カ月かの積算しかわからないよりは、Dシャトルのように一日一日の時間帯で見られるし、これのほうがはるかにその人の行動と合わせて把握できますから。

教育課長 学校の場合はどうしても首に下げるので、安全上、運動したときに引っかるとか危ないので、先生方に持たせるということです。

菅野委員 いいと思います。私は何回も落としていますし、なくします。

佐藤委員 懐かしいよね、震災当時もあったんだけど、ガラスバッジって、あれは放射線の作業員がつけるものなんです。だから、F1とかああいうところで働いている作業員がつけるもので、放射能が降っていないようなところであれをつけても何の意味もない。ガラスバッジっていう意味合いをわかっていないんです。

菅野委員 そうなんです。だから、1カ月なり2カ月なり、通常3カ月間の積算を見るものですから。そして、行政に頼まないと読み取れないんですよ。

教育長 ですから、全課にかかわる話なので、一応庁議では話をしたんです。

菅野委員 ただ、当時はガラスバッジしかなかったんです。震災当時はD-シャトルがなかったですから。D-シャトルを開発したのが、このまえ中学校に来た早野先生です。

教育長 そんな質問も出るということなので、情報提供で、あわせて報告させていただきます。では、よろしいですか。

菅野委員 ちょっと、一つだけいいですか。

報告の中で、6月とかに奈良コーラス交流とありますが、これは具体的にはどういう。

教育課長 これは奈良市と今まで交流をしてきました奈良市楽しくコーラス、あと音釀館のコーラスの方々、多賀城市からこの歌の交流ということで行くようになっていたんだそうです。せっかく東北に来るので飯舘さんはいかがですかということでお誘いがあって、学校のほうで募集をかけているというようなところなんです。必須ではないということでもありますので、希望者のみということ考えております。ただ、ちょっと少ないようです。

指導主事 多賀城市で、奈良東大寺展というのがあって、その関係で奈良の方を招待しての東北復興コンサートなんだそうです。ですから岩手県、宮城県、山形県、太平

洋側で、あと福島県の人たちがそのコンサートに出るので、奈良との交流の関係でうちも誘われてたところです。希望者を今募っているんですが今のところまだ1名しかいなくて、あと1人、2人ふえればいいと思っています。

菅野委員 具体的に行く、参加する方法として多賀城までの足とかはどうなっていますか。  
教育課長 村バスを出す予定です。だから、人数が少ないと10人乗りのものになるかもしれませんが。

教育長 では東北6県の教育委員研修会についておねがいします。

教育課長 東北6県の教育委員研修会なんですが、7月12日が総会、7月13日が研修会になっております。教育委員の研修ということで行っていただいております。昨年はちょっと行けなくて申しわけなかったんですけども、今年はこれでいきたいと思っております、参加できますでしょうか。

全 員 (参加できます。)

教育課長 では、事務局で申し込んでおきます。よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 では、続いて、飯舘農業高校飯舘校の再生を考える会について。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 では、次よろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 では、その他のその他で何かあれば。

高倉委員 仮設幼稚園から移設してくる大型遊具はどこに置くんですか。

教育課長 遊具ですか。遊具等はグラウンドに配置します。

教育長 今のバスの仮設回転場です。

指導主事 グラウンドの外周部を芝生にするので、低学年用の遊び場みたいにします。

星委員 仮設の園舎でも大きすぎましたよね。

教育課長 前庭はピオトープの予定なので人工的な色の強いものは分けをしたいと思っております。認定こども園には認定こども園用の遊具をちゃんと入れます。こちらは小学校低学年向けということで考えます。

教育長 よろしいですか。

全 員 はい。

## 15 その他

教育長 では、その他なければ、日程第9『次回教育委員会の開催日時について』。

6月は25日なんですけれども、7月はいつごろがよろしいですか。

教育課長 やはり25日がいいですか。

菅野委員 先生方の職員研修は7月末に毎年入っていますけれども。（「26日です」の声あり）では、そこは避けないとならないですね。

教育長 27日にしますか、金曜日。

教育課長 次回は27日、3時からでいいんじゃないでしょうか。

教育長 それでは7月は7月27日、3時からとします。ありがとうございます。

午後5時00分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

中井 田 菜

教育長職務代理者

佐藤 英弘

教育委員

菅野 夕三

教育委員

高倉 文子

教育委員

星 弘幸

書記：教育課長 村山 宏行